

コントローラに関する細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 所 管

1.1 コントローラに関わる事項は、競技委員会の所管とする。

2. 資格認定

2.1 新規にコントローラ講習会を受講し、所定の認定試験に合格した者をコントローラ有資格者として認定する。

2.2 IOF イベントアドバイザーの資格を持つ者は、自動的にコントローラとして認定される。

2.3 コントローラを目指す者で、所定の手続きを経てコントローラ研修会を受講した者を准コントローラ有資格者として認定する。

2.4 資格認定の判定は、競技委員会が行う。

3. 登録と任期

3.1 コントローラ有資格者は、「コントローラ資格認定に関する規則」（以下、規則という）8項または10項による手続きにより、翌年度からJOA コントローラとして登録される。登録の有効期間（任期）は3年度とする。ただし、期間途中で登録した者の任期は残りの期間とする。

3.2 准コントローラ有資格者は、所定の手続き（規則8項）により、申請の翌月よりJOA 准コントローラとして登録される。登録の有効期間は研修会開催年度を含む2年度とする。

4. 更新

4.1 コントローラ資格を更新するためには、講習会に加えて登録期間中の研修会を1回以上受講しなければならない。公認大会の大会コントローラを務めた者は研修会1回の受講に代えることができる。

4.2 登録期間中に大会コントローラを複数回務め、経験・知識とも十分であると認められる者は、レポート提出を持って講習会受講に代えることができる。

4.3 准コントローラには更新はなく、毎回新規登録となる。

4.4 更新登録を希望する者は、所定の手続き（規則10項）により申請する。

5. 競技会における大会コントローラの任命

5.1 競技会のコントローラとして任命された者を大会コントローラと呼ぶ。

5.2 主催大会および公認大会においては、大会開催決定後、大会コントローラを速やかに任命する。

5.3 主催大会の大会コントローラについては、JOA が任命する。

5.4 公認大会の大会コントローラについては、JOA が主催者と協議の上、任命または承認

する。

- 5.5 准コントローラは公認大会（カテゴリ B および S）の大会コントローラを務めることができる。
- 5.6 大会コントローラの任命者は、JOA 会長とする。

6. 業 務

- 6.1 大会コントローラの業務は、競技について諸規則が遵守され、公正に運営されていることを点検・確認することである。
- 6.2 大会コントローラは次の業務を行う：
- (1) 現地点検を含め最低 3 回の点検作業
- ・ 地図および大会運営の概要が固まった時期（6 ヶ月～1 年前）
 - ・ コースおよびコントロール位置がほぼ確定した時期（2 ヶ月～6 ヶ月）
 - ・ 大会前日および当日
- (2) 点検は、競技関係にとどまらず、「日本オリエンテーリング競技規則」27 項に準じて行う。
- (3) 大会コントローラは、提訴があった場合、裁定委員会を招集し、その議長を務める。

7. 報告書

- 7.1 主催大会の大会コントローラは、コントローラ業務実施後、速やかにその概要を、また、大会終了後、1 ヶ月以内に報告書を JOA に提出する。
- 7.2 公認大会の大会コントローラは、大会終了後、1 ヶ月以内に報告書を JOA に提出する。
- 7.3 JOA は、研修会等において、技術の研鑽、問題点の把握等に報告書の活用を図る。

8. 大会コントローラ費用

- 8.1 大会コントローラに関わる費用は、主催者が支弁する。

9. 附 則

本規則の適用となるコントローラの登録期間は、平成 18 年度からとする。

平成 17 年 12 月 4 日制定

平成 19 年 5 月 26 日改正

平成 21 年 3 月 15 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正